募集型企画旅行の表示に関する公正 競争規約運用基準

下線部が変更箇所

変更

- 1 運用基準において使用する用語については、規約及び施行規則において定義された用語に準ずるものとする。
- 2 説明書面の必要表示事項等について

(規約第5条、施行規則第1条の2から第17条まで)

(1) 登録番号の表示は、次の例による。

「例」「第1種旅行業者:観光庁長官登録旅行業第〇〇〇号」 「第2種旅行業者:(都道府県)知事登録旅行業第2一〇〇〇号」

(2) イベント旅行の表示方法は、次の例による。

「例」「イベント企画:〇〇〇企画(株)

旅行企画・実施:△△△トラベル(株)」

- (3) 代理人の氏名等及び旅行業務を取り扱う営業所の名称等の表示は、その必要表示事項が刻印されたゴム印で押印すること等でもよい。
- (4) 「企画旅行業者の氏名又は名称の明確性を確保」とは、企画旅行業者以外の者の氏名又は名称を、企画旅行業者の氏名又は名称より大きく表示しないこと及び印刷の色、濃さ等でことさら目立つような表示をしないことをいう。
- (5) 旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨の表示は、次の例による。
 - 「例」「旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する 責任者です。旅行契約等に関してご不明の点がある場合、最終的には取扱管 理者が説明いたします。」
- (6) 週のうち特定の曜日を出発日とするコースについては、「毎週月曜日出発」、「毎月第1週及び第3週の火曜日出発」等の例により、出発日を曜日で表示することができる。なお、ある期間を定めた毎日又はその期間内の特定の曜日等を出発日とするときは、必ずその期間を表示する。
- (7) 旅行開始日、及び、旅行終了日とは、企画旅行業者が定めた集合時間あるいは解散時間がある場合はその時刻が属する日をいい、これらの集合時間等がない場合は、利用運送機関の発時刻あるいは着時刻が属する日をいう。

宿泊単品の場合は、宿泊施設への入場時刻あるいは退場時刻が属する日をいう。

(8) 宿泊地は、都市又は観光地等の具体的地名を表示する。ただし、当該都市に特有の事情で<u>宿泊サービスの</u>手配が困難となる可能性がある場合に限り<u>「A市又はB市」のように</u>複数列記することでもさしつかえないが、「<u>A市</u>又は近郊<u>の都市</u>」といった表示はできない。なお、都市相互間の距離、利用運送機関の種類と所要時間を表示すること。

「例」「宿泊地:フランクフルト又は〇〇市(フランクフルトから××km、貸切バスにて△△分)」

「宿泊地: グリンデルワルド又はインターラーケン (グリンデルワルドから× \times km、貸切バスにて $\Delta\Delta$ 分)、ウェルゲン (グリンデルワルドから× \times km、貸切バスにて $\Delta\Delta$ 分)、ビルダース (グリンデルワルドから× \times km、貸切バスに τ Δ 0)

(9) 「早朝」、「午前」、「午後」、「夜」、「深夜」等は、各企画旅行業者において定める時間帯をいう。

「例」早朝=04:00~07:00

午前=07:00~12:00

午後=12:00~18:00

夜 =18:00~23:00

深夜=23:00~04:00

(10) 時間帯の表示について、時間の間隔

は任意でよいが、いずれか又は両方の時間に「頃」をつけて表示することはできない。

(11) 時間区分の表示について、「午前又は

午後」又は「午後又は午前」のような複数の時間区分の表示は原則としてできない。

(12) 自由行動として時間を併記した場合

の表示は、次の例による。

「例」「パリ着・自由行動(60分)」、「〇〇で昼食、食後自由行動(30分)」

(13) 「運送機関の種類」とは、航空機、

鉄道(モノレール、ケーブルカー等を含む。)、自動車(バス、タクシー、ハイヤー等)、 船舶(連絡船、フェリー等。クルーズ船を含む。)、ロープウェイ(リフト等を含む。) 等をいう。なお、運送機関が貸切り、臨時であることが、契約上意味があるときは、 その旨表示しなくてはならない。

(14) 「運送機関の名称」とは、利用する

運送機関の会社名(「日本航空」、「コンチネンタル航空」等)をいう。JR、新幹線、 ユーロスター、飛鳥等の一般に知られた呼称は、運送機関の種類又は名称にかえるこ とができる。

(15) 「運送機関の客室の等級」とは、利用する運送機関が自社の等級として定めた次のようなものをいう。

ア 航空機の等級=ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラス、スーパーシートなど。

イ 列車の等級=特等、1等、2等、3等、グリーン車、普通車など。

- ウ 船舶の等級=特等、1等、特2等、2等、3等など。
- (16) 主要な区間とは、一般的に距離の長い区間、乗り物を利用する時間が長い区間をい

- う。出発地から最初の目的地までの間に、ほぼ同じ距離で同じくらいの時間のかかる 2つの区間があるような場合は、双方とも主要な区間となる。海外旅行においては、 日本発着を含む区間は必ず主要な区間となる。
- (17) 航空機が乗り継ぎであること及び経由地がある場合の表示は、日程表に次に例示するような注を付すことによって行うものとする。
 - 「例」「上記日程中、東京、ウィーン間の航空便は、フランクフルトで乗り継ぎとなります。」
 - 「例」「上記日程中、大阪(関空)、シドニー間の航空便は、ブリスベーン経由となります。」
- (18) 「実運航」とは、当該便名の航空会社の機材、乗員、機内サービス等を実際に提供して運航することをいう。
- (19) コードシェア便を利用する場合の表示は、次の例による。
- (20) 「宿泊施設の名称」について
 - ア 「宿泊施設の名称」とは、宿泊する予定の旅館、ホテルの名前(例:「ホテルオークラ」等の固有名詞)をいう。
 - イ 旅館、ホテル以外の宿泊施設の名称は「コンドミニアム」、「民宿」、「ペンション」、 「ドミトリー」、「B&B」、「ホームステイ」等の宿泊施設の種類を表示する。
- (21) 利用予定の宿泊施設名を列記し表示とは、次の例による。
 - ア 利用予定の全ての宿泊施設の名称を列記する。

「Aホテル、B旅館、観光ホテルC,ホテルD」

- イ 「Eホテル又は別紙のホテル」と表示し、別紙に、利用予定の全ての宿泊施設の 名称を列記することで差し支えない。
- ウ 政府、州、観光局などの公的機関による格付(星、花の数などの表示)及び日観連といった著名な団体への加入表示並びに企画旅行業者が独自に格付けしたAクラス・デラックス・エコノミー等の表示(具体的に選定基準を明示する。)を行うこともできるが、この場合にも、必ず利用予定の全ての宿泊施設の名称を明確にしなければならない。
- (22) 宿泊施設が「新館・旧館」、「本館・別館」、「離れ」等によって、それぞれの施設の設備、景観その他の条件に顕著な相違があり、その特色をなしている場合は、「新館」、「旧館」、「本館」、「別館」、「離れ」等のそれぞれを一つの宿泊施設の名称として表示する。
- (23) 客室の種類の表示は、次の基準による。

- ア 国内旅行にあっては、和室、洋室、和洋室の別を表示すること。<u>ただし、「和室又</u> は和洋室」、「洋室又は和洋室」と表示することもできる。
- イ 国内、海外を問わず、洋室については少なくともシングル、ダブル、ツイン、ト リプルの別を表示すること。
- (24) 客室の設備は、洋室の場合には、バス・トイレの設備の有無について表示する。その場合、バスにバスタブがなくシャワーのみのときは、その旨を表示する。特定することができない場合は、次の例により下位の条件を前提として表示する。
 - 「例」「客室にはトイレはついておりません。お客様によってはトイレつきの客室と なる場合がありますが指定はできません。」

「客室のバスはシャワーのみです。お客様によってはバスタブつきの客室となる場合があります。」

- (25) 客室からの景観に関する表示について
 - ア 客室からの景観について表示するときは、ホテルが定める呼称のいかんにかかわらず、実際に見える景観に見合った表示をすること。
 - イ 客室からの海の景観について、「オーシャンフロント」、「オーシャンビュー」又は 「パーシャルオーシャンビュー」の表示をする場合の基準は、次のとおりとする。
 - (ア) 「オーシャンフロント」とは、海辺に位置し、正面に海を眺めることができる場合をいう。
 - (イ) 「オーシャンビュー」とは、海が客室の窓側(ベランダは含まない。)から視 界のかなりの部分を占めている場合をいう。
 - (ウ) 「パーシャルオーシャンビュー」とは、客室の窓側から海の一部が見える場合 又は客室の窓側から海が見えないがベランダから海が見える場合をいう。

なお、ベランダから身を乗り出したりしないと海が見えない又は障害物 (建物,木々等)の間から海が少ししか見えないような場合は「パーシャルオーシャンビュー」と表示することができない。

上記(ア)から(ウ)までのうち、(ア)及び(イ)については表示基準の内容を同一視野に 明瞭に表示し、(ウ)については、海が少ししか見えない又はベランダからしか海が 見えない旨を同一視野に明瞭に表示すること。

- ウ その他「富士山が見える」、「〇〇が見える」等の客室からの景観に関する表示を する場合は、前記イの規定に準じて表示すること。
- (26) 客室の利用人員については、次の諸条件を表示するものとする。
 - ア 相部屋の有無とその条件
 - イ 1名で1室利用の場合の条件
 - ウ その他の諸条件
- (27) 食事サービスの表示について
 - ア 機内食は、航空運送約款において原則無料で提供されることとなっているので、

これを旅行代金に含まれる食事サービスとして表示するのは適当でない。機内食からレストランへの食事の変更は、提供される食事サービスが増えたことであり、レストランの食事から機内食への変更は、提供すべき食事サービスがなくなったこととなるので、これらが予測される場合は、その旨と旅行代金の取扱方法を表示する。

- イ 「全食事付」との表示は、旅行開始時から旅行終了時間での通常必要とする食事 が全て提供され、旅行者に食事代の出費が一切ない場合にのみ使用できる。
- ウ 日程表に記載された食事サービスの中で、一定の参加人員がないと提供できない ものがある場合は、その旨を表示する。
- エ 「特別な料理を賞味することを主たる目的とする旅行」には、グルメツアーと称して募集する旅行を含む。
- オ 名物料理等の特別料理を提供する店が有名店である場合は、店名を表示することにより、具体的な料理内容の表示を省略することができる。
- (28) 旅行サービスについて、特別のマークを使用して表示する場合は、当該マークについて説明を別途しなければならない。
- (29) 旅行代金の表示について、「客室等の利用人員により旅行代金が異なるもの」とは、 3人一室の場合〇〇〇円、2人一室の場合×××円といったものや、1人一室利用の 取扱いをするものをいう。1人一室利用の取扱いをする場合は、「1人一室利用の場 合は1泊につき△△△円追加になります。」といった表示で差し支えない。
- (30) 利用する客室の人員数や運送機関等級・時間帯によって割増代金が必要となる場合は、その旨と金額を旅行代金一覧表に近接して一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさで表示すること。
- (31) 「最高の旅行代金を同じ方法で表」とは、活字の大きさ、色、濃さ等が同一で最低又は最高のいずれかが目立つように表示されていないことをいう。
- (32) 「均一」、「ぽっきり」、「ズバリ」等の用語を用いて旅行代金を強調する場合は、一 人部屋等の別の旅行条件を設定して追加代金が必要となる表示はできない。
- (33) 早期割引後の旅行代金を表示す場合は、当該条件を当該旅行代金に近接して、明瞭に表示する。また、早期割引を旅行条件とした場合の最低と最高の旅行代金を表示するときは、当該条件は8ポイント以上で表示すること。
- (34) 多数のコースを紹介するパンフレットの表紙等の表示について
 - ア 多数のコースを紹介するパンフレットの表紙において旅行代金を表示するときは、次のいずれかの方法により表示することができる。ただし、海外旅行については、施行規則第6条第1号ウ(なお書きを除く。)並びに運用基準3-(6)及び(7)に定めるところによる燃油サーチャージ、空港諸税等に係る表示を以下の表示に併記すること。
 - (ア) 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの旅行代金の最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で表示すること。

- (イ) 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの中から選択した一つ のコースの名称とともに当該コースにおける最低の旅行代金と最高の旅行代金の みを同じ方法で表示すること。
- (ウ) 当該パンフレットにおいて紹介している全てのコースの中から選択したコースの特定の旅行条件(旅行開始日を除く。)における最低の旅行代金と最高の旅行代金のみを同じ方法で、当該コースの名称及び特定の旅行条件とともに表示すること。
- イ 多数のコースを紹介するホームページのフロントページにおいても、前項と同様 の表示をすることができる。
- (35) TDR、USJ等複数の入場料金が設定されている観光施設の場合、入場料金以外の旅行に要する費用を基本代金とし別に表示した入場料金表から旅行者が選択した入場料金を加算した額を旅行代金と表示することができる。ただし、当該商品のパンフレットの表紙に基本代金の最低と最高の金額のみを表示することはできない。入場料金表中のいずれかの入場料を含めた旅行代金を表示すること。
- (36) 航空機又は鉄道等の運送サービ及びホテル等の宿泊サービスで構成されているいわゆるビジネスパックと称するような募集型企画旅行においては、基本プランの対価を基本代金とし、別に表示した航空機又は鉄道等の運送サービス及びホテル等の宿泊サービスの割増代金表(追加代金表)から旅行者が選択した割増代金(追加代金)を加算した額を旅行代金と表示することができる。
- (37) 「旅行代金に含まれない旨」の表示とは、「別料金」、「各自払」、「各自負担」等の表示をいう。
- (38) 旅程管理業務を行う者の同行の有無について
 - ア 同行する者があることを、規約第5条第8号に従い表示するときは、次の例による。

「例」「旅程管理者が同行」「添乗員同行」

イ 同行して旅程管理業務を行う者を「旅程管理をする者」、「旅程管理者」、「添乗員」 以外で表示する場合は、当該表示された者が旅程管理業務を行う者である旨明確に 表示する。

「例」「ツアーコンダクターが同行して旅程管理業務を行います。」

- ウ 同行(日程の一部区間の同行を含む。)するガイド等で旅程管理業務を行わない者 を、「添乗員」と表示することはできない。
- エ 「同行しない場合にあっては、当該業務を行う者」とは、企画旅行業者又はその 委託を受けて当該業務を行う者の指揮命令のもとに実務を行う者をいい、「現地係 員」と表示することができる。
- オ 旅行参加者数により旅程管理業務を行う者の同行の有無が変わる場合の表示方法 は、次の例による。

- 「例」「添乗員は同行しませんが、現地係員がお世話します。ただし、旅行参加人数 が〇〇名以上の場合は、添乗員が同行します。」
- (39) 空港諸税等を別途旅行者から収費る場合の表示について
 - ア 空港諸税等については旅行代金とは別途必要となる旨を、各旅行商品に係る最も 大きい文字の表示(「最低旅行代金~最高旅行代金」の表示をする場合はその表示) に近接して、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさ(広告スペースが小さ い場合であったとしても8ポイント以上)で表示すること。
 - イ 空港諸税等の収受方法、収受内容・額、収受する金額の根拠を表示すること。
- (40) 燃油サーチャージを旅行代金に色ない場合の表示について
 - ア 燃油サーチャージが旅行代金とは別途必要となる旨を、各旅行商品に係る最も大きい文字の表示(「最低旅行代金~最高旅行代金」の表示をした場合はその表示)に 近接した場所に明瞭に表示すること。
 - イ 燃油サーチャージの額が確定している場合はその額を、燃油サーチャージの額が 確定していない場合は基準日を併記した上で記載する等により目安となる額を表示 すること。なお、基準日については、同一の紙面に複数の同種の広告を掲載する場 合に限り枠外に表示することもできる。
 - ウ 同一旅行商品において、複数の航空会社を使用するため燃油サーチャージの額が 複数となる場合には、燃油サーチャージの最低額及び最高額を表示すること。
 - エ 旅行代金及び燃油サーチャージの額に加え、これらを合計した額を表示することができる。ただし、この場合、取消料及び変更補償金の算定の基礎となる額は合計した額ではなく旅行代金である旨を明瞭に記載するなどの方法により、当該算定の基礎となる額について一般消費者の誤認が生じないようにすること。
 - オ 前記イないし工に定める燃油サーチャージの額は、各旅行商品に係る最も大きい 文字の表示(「最低旅行代金~最高旅行代金」の表示をした場合はその表示)又は合 計した額の表示に近接した場所に、一般消費者が明瞭に認識できる見やすい大きさ (広告スペースが小さい場合であったとしても8ポイント以上)で表示すること。
 - カ 燃油サーチャージの収受方法及び契約成立後に燃油サーチャージが増額された場合には不足分を追加徴収し、同じく減額された場合には速やかに減額分を払い戻す旨を明瞭に表示すること。
- (41) 前記(39)及び(40)の経費に係るもの以外については、それらの経費を具体的に表示するものとする。
- (42) 旅行日程中、旅行者に対し、運送又は宿泊機関等の旅行サービスの手配を一切しない日が設定されている場合は、日程表中にその旨、及びその日は特別補償規程の適用の対象外となることを明示すること。
- (43) 一つの旅行に、複数の最少催行人員及びそれぞれの最少催行人員に対する旅行代金 を設定して表示することはできない。また、最少催行人員未達による旅行催行中止の

場合に、「○○名~△△名までなら追加代金××円で催行」という条件表示もできない。ただし、最少催行人員未達による旅行催行中止を旅行者に通知する際に、個別に 当該旅行に新たな値付けをして参加を募集する旨を表示することはできる。

3 募集広告の必要表示事項について

(規約第6条、施行規則第18条から第28条まで)

- (1) 企画旅行業者の代理業者又は受託旅行業者が募集広告する場合の表示について
 - ア 企画旅行業者の代理業者、受託旅行業者の代理業者の名称に用いる活字は、企画 旅行業者、受託旅行業者の名称に用いる活字より小さい活字にする。
 - イ 受託旅行業者の名称に用いる活字は、企画旅行業者の名称に用いる活字と同等又 は同等以下の活字にする。
 - ウ 企画旅行業者以外の者の名称を太い活字や濃い印刷等により、ことさら目立たせる表示を行わない。
- (2) 宿泊地について、当該都市に特有の事情により<u>宿泊サービスの手配が</u>困難となる可能性がある場合に限り「A市又は近郊の都市」と表示することができる。
- (3) 宿泊施設の名称については、「〇〇ホテル又は同等クラス」、「〇〇ホテル等」等の表示でも差し支えない。
- (4) 客室の諸条件のうち、1人参加等の場合で客室が「相部屋不可」の場合は、その旨明瞭に表示すること。
- (5) 空港諸税等については、旅行代金に含まれない旨を運用基準2-(39)アに定めるところにより表示すること。
- (6) 燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合においては、運用基準2-(40)に定めるところにより表示すること。ただし、同(40)エのただし書及び同(40)カについては、省略することができる。
- (7) 運用基準2-(41)については、省略することができる。
- (8) 申込先は旅行代金(申込金を含む。)の支払先と同一とする。
- 4 特定事項の表示基準について

(規約第7条、施行規則第29条から第33条まで)

- (1) 写真、イラスト等の使用方法について
 - ア 「日程に含まれているもの」には、日程表に記載されたオプショナルツアーに参加することにより又は自由行動中に体験あるいは見ることができるものを含む。
 - イ 旅行目的地の風物、景色及び行事で特定の時期(季節)、時間等が限定されている ものは、その説明を付記する。
 - ウ 写真又はイラストがイメージである旨とは、単に「イメージ」と表示するのでは なく、「〇〇〇のイメージ」のように当該写真又はイラストが何のイメージであるか が明瞭に分かるように表示すること。

- (2) 「企画旅行業者と異なる旨」の表示は、例えば「〇〇社が実施いたします。」とする。
- (3) オプショナルツアーの取消料について

「取消料」についての表示は、例えば「取消しに際して取消料の支払いが必要な場合があります。詳細はお申込みの際にお確かめ下さい。」とする。

5 ホームステイツアーについて

(規約第10条関係)

- (1) 表示事項は、具体的かつ事実に基づく正確なものであること。
 - ア 公的機関と紛らわしい屋号を表示するときは、当該事業者の事業者名として株式 会社名等が別にある場合は、屋号だけではなくその名称を屋号と同等かそれ以上の 大きさの文字で表示すること。
 - イ 「○○協会」「△△センター」等がそのまま株式会社名等である場合には、「株式会社○○協会」「株式会社△△センター」等と「株式会社」等まで表示すること。
 - ウ タイアップ先の斡旋業者が個人事業者のときは、屋号に併せて個人名を表示するな ど、個人事業者である旨を明瞭に表示すること。
- (2) ホームステイの意義、参加者の心得については、見やすく目立つところに表示する。
- (3) 宿泊する部屋、食事条件、受入人数等ホストファミリーの受入条件を明確に表示する。
 - ア 現地における充実した家庭生活の体験やホストファミリーとの触れ合いの内容に ついて表示をする場合は、ホストファミリーがボランティアかペイイング・ホーム ステイかを明記した上で、ペイイング・ホームステイの責務内容を表示すること。
- イ ホストファミリーの言語環境について表示するときは、家庭内で話す言語が英語 である家庭のみと契約が可能な場合は家庭で英語が学べる旨が表示できる。
- (4) 語学研修の機関、実施予定プログラム、交通手段等の実施方法を具体的に表示する。 ア 大学において語学研修を行う旨を表示するときは、その大学が語学研修の運営主体でない場合には、語学学校が運営主体であることを明瞭に表示すること。
 - イ 語学学校における日本人比率を表示するときは、日本人の多い時期とその時期の 具体的な日本人比率を明記する。語学学校のクラスに参加する時期及び参加する者 の語学レベルによって日本人比率が大きく異なる旨を明瞭に表示し、クラスによっ ては全員が日本人となる場合もある旨を表示すること。
- (5) 現地の治安及び環境について、参加者に過度の安心感を与えるような表現をしない。
- (6) 「賛同〇〇大使館」等外国政府による推薦がなされている旨を表示するときは、「賛同」等が客観的、具体的事実に基づくものであり、かつ、いつ、何に対して賛同したのかを表示する場合のみ使用できる。

- (7) 体験談を掲載する場合には、事実に即したものとするとともに、ホームステイした時期(年月)を表示すること。
- 6 不当な二重価格表示の禁止について

(規約第12条関係)

- (1) 規約で禁止する二重価格表示の例は次のとおりである。
 - ア 「一般旅行代金〇〇〇円のところ、特別旅行代金〇〇〇〇円」
 - イ 「通常旅行代金〇〇〇円を〇〇パーセント引きで〇〇〇〇円」
- (2) 規約で認める二重価格表示の例は、次のとおりである。
 - ア 規約第12条ただし書前段に定める二重価格表示
 - (ア) 値下げを継続して行う場合

「旅行代金150,000円(○○新聞○月○日掲載)→120,000円」「旅行代金150,000円(○○新聞○月○日掲載)120,000円」

(イ) 値下げの期間を限定して行う場合

「旅行代金150,000円(○○新聞○月○日掲載)→120,000円(○ 月○日から○月○日まで)」

「旅行代金150,000円(〇〇新聞〇月〇日掲載)120,000円(〇月〇日から〇月〇日まで)」

- イ 規約第12条ただし書後段に定める二重価格表示
 - (ア) 値下げを継続して行う場合

「〇月〇日から販売の旅行代金150,00円(〇〇新聞〇月〇日掲載)を〇月 〇日から120,000円に値下げしました。」

(イ) 値下げの期間を限定して行う場合

「〇月〇日から販売の旅行代金150,00円(〇〇新聞〇月〇日掲載)を〇月 〇日から〇月〇日まで120,000円に値下げします。」

7 おとり広告の禁止について

(規約第13条関係)

規約第13条の「おとり広告」の禁止規定に該当する場合の例としては、次のようなものがある。

- (1) 募集広告の時点において募集人員が満員に達しているのに、その旨の表示が明瞭に なされていない場合
- (2) 旅行参加者について、募集人員が著しく限定されている場合又は性別、年齢、資格、 技能等の条件を定めている場合において、その条件の表示がなされていない場合
- (3) 募集広告の募集型企画旅行について、取引条件の説明を拒む場合又は当該旅行の難点をことさら指摘し申込者が希望しない他の旅行を契約するように求める場合

- (4) 募集広告の募集型企画旅行について、架空の最少催行人員を表示している場合
- 8 不当表示の禁止について

(規約第14条関係)

「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一 般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合をいう。

附則

- 1 この運用基準の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に作成された募集型企画旅行の説明書面及び募集広告の表示については、なお従前の例によることができる。